高教組速報

2018年度
第７号
2018年12月25日

長崎高教組 長崎市中川２丁目 2-5　TEL（095）827-5882
文責　馬場　隆

県教委が部活動手当日額の引き下げを提案

従事時間4時間程度で3600円を3時間程度で2700円へ

県教委は 12 月 21 日、高教組に対して、部活動指導手当の支給要件と日額の見直し案を提案しました。見直し案の具体的な内容は以下のとおりです。

【支給要件】現行で「業務に従事した時間が引き続き 4 時間程度であること」となっているものを、時間の部分を見直し、「 3 時間程度」とする。

【日額】　3600 円を 2700 円とする。

【実施時期】　来年（2019 年）4 月 1 日

見直しの理由について県教委は、見直し案の内容を含む来年度の政府予算案が閣議決定されたことをあげ、それに準じての措置と説明しています。しかし、国が基準を見直したとしても、同じように見直すかどうかは各都道府県の判断になります。実際、従事時間は国と同様に「 4 時間程度」から「 3 時間程度」に見直して、日額については 3600 円のままにしているところもあります。

従事時間については、県教委自身が、部全体で行う練習だけでなく、準備やミーティングの時間などを含んで 3 時間 30 分以上と説明してきました。来年度から実施になる運動部活動のガイドラインでは、休日の部活動について、活動時間を 3 時間程度とする基準を示していますが、県教委は、この「活動時間」は「身体的トレーニング効果が期待される主活動」で、準備や片付け等は含まないと説明しています。従って、ガイドラインに沿った部活動をしても、休日に 4 時間程度の部活動に従事することに変化はないはずです。それなのに、手当の日額を引き下げるのは、改悪以外の何ものでもありません。高教組はこうした点を厳しく批判しました。

この問題についての県教委交渉は、年明け以降になります。高教組は提案の撤回を求めて交渉を行います。**県教委提案に対する現場からの怒りの声を集中して、部活動手当引き下げ案を撤回させましょう!**

県教委の部活動手当引き下げ提案に対する意見を書いて、分会長（　　）に渡してください

※記入欄が足らない場合は裏面もご利用ください。